

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：32402

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25870672

研究課題名(和文) 地域貿易協定が貿易救済措置の運用に与える影響に関する実証分析

研究課題名(英文) A Study on the Effects of Regional Trade Agreements on the Use of Trade Remedy Measures

研究代表者

宋 俊憲 (Song, Joonheon)

東京国際大学・商学部・准教授

研究者番号：40585527

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、地域貿易協定の締結が、貿易救済措置の運用に与える影響について分析し、地域貿易協定の中に制度的な安全弁を設けることの必要性について考察した。そこで、次のような研究成果を得ることができた。まず、貿易救済措置の中で最も発動件数が多いアンチダンピング措置に注目し、当該措置が貿易の流れに及ぼす影響を計量的に分析した。次に、地域貿易協定の新たな救済措置を模索するため、韓国の貿易調整支援制度を調査し、自由貿易政策で被害を受ける国産産業を支援するための制度的枠組みと政策手段について検討した。最後に、これまで日本と韓国が締結した自由貿易協定における一般セーフガードと二国間セーフガードを比較分析した。

研究成果の概要(英文)：In this research, we examined the relationship between regional trade agreements and the use of trade remedy measures, such as safeguards, antidumping, and countervailing measures. As a result of the research, we have obtained results as follows. First, we empirically analyzed the trade effects of antidumping policies using Japanese cases. Second, we examined Korean Trade Adjustment Assistance for the purpose of discussing the necessity of the relief program for the domestic firms and workers that are injured by trade liberalization. Finally, we carried out the comparative analysis of the global and bilateral safeguard provisions related to the trade of goods, as specified in the free trade agreements of Korea and Japan.

研究分野：国際貿易

キーワード：地域貿易協定 貿易救済措置 アンチダンピング セーフガード 貿易調整支援措置

1. 研究開始当初の背景

GATT 及び WTO 体制の下で世界の貿易自由化は大きく進展したものの、貿易救済措置 - アンチ・ダンピング措置、補助金相殺措置、セーフガード - が本来の趣旨と違って保護貿易手段として変貌し、その恣意的な運用や濫用が国際貿易紛争の火種となっている。

そこで、近年、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) の中に貿易救済措置に関する独自の規律を導入し、貿易自由化が招来するかもしれない輸入急増や国内産業の競争力低下を事後的に補完したり、貿易救済措置の濫用を防止したりする取り組みが活発化している。

貿易救済措置に関する FTA・EPA の取決めには、域内でその発動を禁止したり、発動基準を強化するいわゆる「WTO プラス」の規律を導入したりするなど、様々なヴァリエーションが存在する。また FTA・EPA の締約国ごとに着目しても、貿易救済措置の扱い方に必ずしも一貫して同じ方針を採用している訳ではなく、相手国によって異なる制度を採用していることが分かる。

通常、貿易救済措置は、FTA・EPA の締結による貿易自由化が招来するかもしれない様々な副作用を事後的に救済する、まるで保険のような役割を果たす。また、市場開放を推し進める過程で予見できなかった事態が起こったときのいわゆる安全弁 (safety valve) のような機能も持っている。したがって、貿易救済制度が存在するからこそ、国内外の政治的・経済的な制約への対応が容易となり、自由化レベルの高い FTA・EPA の締結が可能になると言える。

本研究は、FTA・EPA の締結が、貿易救済措置の運用にどのような影響を与えるかを分析し、地域貿易協定 (RTA) の中に制度的な安全弁を設けることの意味と効果について明らかにしたい。そして、今後の貿易救済措置の運用方向について考察し、新たな制度構築及び運用に必要な取り組みについて提案する。

2. 研究の目的

本研究は、これまであまり注目されなかった RTA 締結と貿易救済措置の運用との関連性について注目し、その定性的かつ定量的なアプローチを融合させることである。

本研究の前半は、日本の環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) への加盟可能性を考慮し、TPP 加盟国及び参加表明国の貿易救済措置に関する政策方針や発動状況などを調査した上で、これまで締結された RTA の中に、どのような貿易救済措置のルールが導入されているのか比較分析する。貿易救済制度に関する既存研究は、特定国の関連法令と WTO 協定との整合性や発動に必要な実体的・手続的要件など、主に法制度の観点から

のアプローチが主流であった。本研究では、TPP 加盟国及び参加表明国の制度的かつ政策的特徴を考察すると共に、締結された RTA の貿易救済制度が「なぜ現在の形状をとっているのか」を最初の研究課題として取り上げる。最近の研究で明らかになったように、RTA で見られる貿易救済制度は多様な取り決めが成されている。通常、RTA の貿易救済制度は、当該国における貿易救済政策や発動状況、比較優位構造、国内産業の利害関係、政治的環境など、様々な要因によって形成される。その中でも、深い経済統合の実現に向けた政府の政策的意図は、RTA の貿易救済制度を決める最も重要な要因である。

次に、本研究の後半は、上記の分析結果に基づき、RTA の締結が貿易救済制度の運用に与える影響について実証分析する。RTA が貿易救済措置の運用に与える影響については、次の 2 つの仮説が考えられる。第 1 に、RTA の締結によって関税及び非関税障壁が撤廃され、域内国からの輸入が急増した場合に、その域内国に対して貿易救済措置を頻繁に発動する蓋然性が高くなる。第 2 に、RTA の中に WTO プラスのルールが合意された場合に、貿易救済措置が域外国に対して差別的に適用される可能性が高くなる。本研究は、RTA と貿易救済措置との相関関係について先行研究をもとに概観し、上記の仮説を TPP の事例に即して検証することを試みる。全世界的な貿易救済措置の恣意的な運用や濫用を背景に、貿易救済措置の決定要因や経済的效果に関する実証分析は数多く存在するものの、RTA との関連性については、未だに十分な研究がなされていないのが現実である。本研究は、TPP 加盟国及び参加表明国の制度的かつ政策的特徴を検討した上で、RTA が貿易救済措置の運用に与える影響を計量的に分析する。

3. 研究の方法

貿易救済措置の運用は、国や地域によって大きな相違が見られる。まず、本研究では、貿易救済措置について、(1) TPP 加盟国及び参加表明国における制度的特徴、政策方針、発動状況について調査し、(2) WTO 協定との整合性や日本の貿易救済措置と比較分析する。

RTA における貿易救済措置の運用は、その国の政策的意図が強く反映されるからである。本研究は、TPP 加盟国及び参加表明国が、これまで締結した RTA の中に、貿易救済措置に関していかなる規律が導入されているか分析する。具体的には、貿易救済措置について、(1) 域内で貿易救済措置を廃止するタイプ、WTO の規定を準用するタイプ、そして発動基準を強化するタイプに分けて比較分析し、(2) 各国の RTA における貿易救済措置の運用に関する政策的方針について把握する。

一方、RTA が貿易救済措置の運用に与える影響については、次の2つの仮説が考えられる。第1に、RTA の締結によって従来の保護貿易措置が撤廃されたときに、域内国からの輸入が急増し、その域内国に対する貿易救済措置の発動が頻繁になるかもしれない。第2に、RTA の中に貿易救済措置の発動禁止やWTO プラスのルールが導入された場合に、その発動が域外国に対して差別的に行われる可能性が高くなる。そこで本研究は、(1) RTA と貿易救済措置との相関関係について先行研究をもとに概観し、(2) 上記の仮説をTPP の事例に即して検証することを試みる。

RTA における貿易救済措置の運用に関する上記の仮説は、一見当然のように思えるが、既存の実証研究では、その影響が必ずしも明確ではなく、より精緻な分析を積み重ねる必要がある。本研究では、(1) TPP 関連国のRTA の中に、どのような貿易救済措置のルールが合意されたのか把握し、(2) そのRTA での貿易救済措置に関する規律が、実際に貿易救済措置の運用にどのような影響を及ぼすのか実証分析する。

4. 研究成果

(1) 本研究では、まず貿易救済措置の中で最も発動件数が多いアンチ・ダンピング(AD) 措置に注目し、当該措置が貿易の流れに及ぼす効果を計量的な手法に基づいて分析した。特に、日本のAD 政策の貿易効果を計量的に分析することを目的として、干渉モデルを用いて、WTO 発足以降日本政府が発動した2件のAD 事例 - ポリエステル短繊維と電解二酸化マンガン - の輸入減少効果を推定した。AD 措置は、様々な貿易効果をもたらす。その中でも、AD 税の賦課によって当該商品の輸入価格が上昇し対象国からの輸入が減少しても、逆に非対象国からの輸入が増加して国内産業救済には結びつかない場合が少なくない。分析の結果、AD 税が賦課されても輸入減少は確認されておらず、輸入減少効果が輸入転換効果によって相殺されたことが明らかになった。ダンピングから国内産業を保護するためにAD 措置が発動されたものの、輸入転換効果の発生によって産業救済政策の有効性が大きく損なわれたと言わざるを得ない。結局、日本のAD 措置から便益を享受したのは、日本の国内生産者ではなく、逆説的に海外(非対象国)の輸出企業であったのである。

(2) 地域貿易協定の新たな貿易救済措置を模索する中で、貿易調整支援制度(TAA) の利用可能性について注目した。そこで、韓国のTAA の内容と運用状況について検討しながら、地域貿易協定の締結で被害を受ける国内産業を救済・支援するための制度的枠組みと政策手段について考察した。韓国政府は、FTA 締結に伴う国内企業及び労働者の被害を救済するため、米国の Trade Adjustment

Assistance を参考に、TAA を導入した。韓国の国内支援政策が主に競争力の劣る農業部門に集中している中で、TAA は、製造業又はサービス業に属する企業を対象に融資又は相談支援を目的としている。実際に、2015年2月現在、TAA を申請した企業の数は80社であり、その中で65社が貿易調整支援企業として指定され、融資及びコンサルティング支援の対象となった。しかし、韓国のTAA は、代表的な政策失敗事例として指摘されている。今後、FTA 及びEPA の拡大に伴う国内産業の被害が懸念される中、新しい国内支援制度のあり方が必要である。

(3) 世界の主要なRTA の中に盛り込まれているセーフガード条項を調べる中で、これまで日本と韓国が締結したFTA 及びEPA の一般セーフガードと二国間セーフガードを比較分析した。日本と韓国は、これまでのRTA の中に一般セーフガードと二国間セーフガードに関する規定を導入しており、貿易自由化に伴う輸入急増から国内産業を保護している。しかし、その運用方法においては、両国に大きな差が見られた。まず、韓国の場合、WTO プラスの規律を取り入れて、一般セーフガードの発動を比較的厳しく制限しており、FTA ごとに多様な二国間セーフガードを運用している。一方、日本のEPA におけるセーフガードの特徴としては、一般セーフガードについては全てGATT 及びWTO 規定を準用しており、二国間セーフガードも一定のパターンが確認された。例えば、日本のEPA における二国間セーフガードは、経過期間や特別セーフガードが不在しており、二国間セーフガードの発動基準が相対的に厳格である。事実、これまで日本はセーフガードを利用して国内産業を救済・保護する制度的・政策的努力が皆無であった。しかし、現在のTPP 交渉では聖域なき貿易自由化が要求されるなど、今後のEPA・FTA では、従来のセーフガード政策の修正が不可欠であると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

宋 俊憲、地域貿易協定のセーフガード条項に関する研究、関税学会誌、査読有、第15巻第3号、2014、pp.85-107.

宋 俊憲、韓国の貿易調整支援制度、青山学院大学WTO 研究センター・ワーキングペーパー、査読無、14-J-2、2014.

宋 俊憲、アンチ・ダンピング政策の貿易効果、青山学院大学WTO 研究センター・ワーキングペーパー、査読無、14-J-1、2014.

[学会発表](計8件)

宋 俊憲、Free Trade Regime and Its

Impact on Regional Economic Integration in Asia-Pacific, Seminar of Greater Sub-region Studies Center, 2014 年 8 月 28 日、Chiang Mai University (Thailand)。

宋 俊憲、地域貿易協定の貿易救済措置に関する日韓比較分析：セーフガードを中心として、日本貿易学会東部部会 2014 年度第 1 回研究報告会、2014 年 7 月 19 日、明治大学（東京）。

宋 俊憲、地域貿易協定のセーフガード条項に関する研究、韓国関税学会 2014 年度夏季学術大会、2014 年 6 月 13 日、韓南大学（韓国）。

宋 俊憲、韓国の貿易調整支援制度に関する一考察、日本貿易学会第 54 回全国大会、2014 年 5 月 31 日、和光大学（東京都・た町田市）。

宋 俊憲、韓国の貿易調整支援制度、環日本海経済研究所韓国経済システム研究会、2014 年 4 月 12 日、早稲田大学（東京）。

宋 俊憲、The WTO-plus Provisions in Free Trade Agreements: The Case of Antidumping, Seminar of Global Trade Issues in Asia-Pacific Region, 2013 年 9 月 11 日、Chiang Mai University (Thailand)。

宋 俊憲、アンチ・ダンピング政策の有効性：日本の事例、日本国際経済学会第 3 回春季大会、2013 年 6 月 8 日、福岡大学（福岡県・福岡市）。

宋 俊憲、韓国のアンチ・ダンピング政策に関する経済効果、日本貿易学会第 53 回全国大会、2013 年 6 月 2 日、大阪経済法科大学（大阪府・八尾市）。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宋 俊憲 (SONG, Joonheon)
東京国際大学・商学部・准教授
研究者番号：40585527